



事務連絡  
平成24年3月22日

都道府県・水質汚濁防止法政令市  
水質汚濁防止担当課 御中

都道府県・政令市産業廃棄物担当課 御中

環境省水・大気環境局水環境課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

平素より水質保全行政、産業廃棄物行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省から、別添のとおり、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について事務連絡が発出されたので、御了知頂くとともに、関係部局に周知いただき、当該排水の適正な処理が図られるよう御配慮をお願いします。

事務連絡  
平成24年3月13日

各地方整備局  
北海道開発局  
沖縄総合事務局  
技術管理担当課長 様  
道路工事発注担当課長 様  
道路占用許可担当課長 様

大臣官房  
技術調査課 課長補佐  
道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐  
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については、当該作業現場が属する地方公共団体の指導等に基づき適正な処理を実施されたい。

記

1. 対象工事の範囲

国土交通省が施工する直轄国道及び関連道路の舗装切断工事（道路事業）

〔なお、発注済み工事等においても、変更協議等により可能な限り対応されたい。（今後の発注工事等は全て適用）〕

2. 工事発注時の対応

- ①前項の対象工事（発注済み工事を除く）は、当該排水の適正な処理について、当初発注図書に盛り込むものとする。
- ②当初発注図書の作成にあたっては、回収した当該排水の適正な処理方法に関して、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）での取扱規則や基準等を予め把握し、それを反映するものとする。
- ③また、当該排水処理に関する工事積算にあたっては、当面、必要に応じて見積り等により適正な工事費用を計上するものとする。
- ④適正な現場管理がなされるよう、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出等を特記仕様書等に明記するものとする。

3. その他の事項

- ①直轄国道において国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、事前協議の際に、当該排水の回収と適正な処理に関して指導すること。
- ②当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施する。

4. 問い合わせ

大臣官房技術調査課 技術管理係  
道路局路政課道路利用調整室 高度利用係  
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係